商品概要説明書

ＪＡマイカーローン

（2026 年 10 月 1 日現在）

商品名	ＪＡマイカーローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の６か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○ＪＡマイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が２年以上あり、少なくとも過去１年以上延滞のない方、または２年以上返済実績があり、完済後２年以内の方については、前年度税込年収 150 万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が 150 万円以上 200 万円未満の者は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方（以下リピーター型という）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買による購入は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとします。）。 ⑥他金融機関等の延滞がない自動車資金のお借換えに必要なご資金（自営業者以外） （ただし、リピーター型は対象外とします。）
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ○借換えの場合は、借換の対象となる資金のお借入れ残高の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め６か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在

<table>
<tr><td></td><td>お借入中の自動車資金の残存期間内、または15年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>○次のいずれかよりご選択いただけます。
【変動金利型】
お借入時の利率は、基準金利（パーソナルプライムレート）により、都度見直しを行い、適用利率を変更いたします。
お借入後の利率は、４月１日および10月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年２回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（熊本県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
①一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（概算）准組合員保証料率：0.70%（貸付利率2.1%毎月返済（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td><td>10年</td><td>15年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>3,521</td><td>10,604</td><td>17,793</td><td>25,072</td><td>36,176</td><td>55,171</td></tr>
</table>
②分割払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いただきます。
なお、保証料率は年0.70%です。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年０．２５％</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年０．４５％</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．３０％</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table>
<tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年０．３５％</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年０．４５％</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年０．２５％</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年０．４０％</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年０．４５％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td colspan="2">○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。
ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年０．３８％</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="2">○ご融資の際、融資機関に対して０円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
①全額繰上返済の場合…３，３００円
②一部繰上返済の場合…３，３００円（ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は０円）
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は０円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td colspan="2">○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０９６８－２３－３５０６)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
○熊本県弁護士会
紛争解決センター（電話：０９６－３２５－０９１３）
○東京弁護士会
紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）
○第一東京弁護士会
仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）
○第二東京弁護士会
仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）
※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</td></tr>
</table>

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡ菊池